

2020年度の主な改定と変更

1. 技術者教育認定に関わる基本的枠組（2020.01.31）

用語の定義、国際協定関係、物理・応物分野の英語名称を下記のように変更。

項目	変更前	変更後
2.2(2)	「プログラム」とは高等教育機関における学科、コース、専修等におけるカリキュラムだけではなく、「育成すべき人材像」のもとに設定された「学習・教育到達目標」を修了生全員が到達するように、修了資格の評価・判定を含めた入学から卒業までのすべての教育プロセスと教育環境を含むものであり	「プログラム」とは高等教育機関における学科、コース、専修等におけるカリキュラムだけではなく、「育成する人材像」のもとに設定された「学習・教育到達目標」を修了生全員が達成するように、修了資格の評価・判定を含めた入学から卒業までのすべての教育プロセスと教育環境を含むものであり
2.2(4)	また、「学習・教育到達目標」は“educational outcomes”を意味し、修了生全員が到達すべきものである。	また、「学習・教育到達目標」は“educational outcomes”を意味し、修了生全員が達成すべきものである。
2.2(5)	「育成する人材像」とは高等教育機関の教育目的等に基づいて設定される、プログラムの修了生が社会で活動する際の専門職業人としての主たるあり方である。	「育成する人材像」とは高等教育機関の教育目的等に基づいて設定される、プログラムの修了生が社会で活動する際の主たるあり方である。
P.1 脚注1	「技術者」はWashington Accord等の国際協定における“engineer”、“computing and IT-related professional”、“architect”を包含している。	「技術者」はワシントン協定等の国際協定における“engineer”、“computing and IT-related professional”、“architect”を包含している。
P.2 脚注2、3 P.3 脚注4	Washington Accord	ワシントン協定
P.4 脚注5	Seoul Accord	ソウル協定
P.4 脚注6	この認定種別は、本機構が2014年9月に暫定加盟したCanberra Accordの対象である。	この認定種別は、本機構が2019年8月に加盟したキャンベラ協定による相互承認の対象である。
6.4(11)	Field for Engineering Physics and Applied Physics	Field for Physics- and Applied Physics-Related Engineering

2. 個別基準（2019.05.29）

生物工学及び関連のエンジニアリング分野の分野別要件（付表1-3-16）の基準1.2(d)に対する勘案事項を下記のように変更。

付表 1 - 3 - 1 6

項目	変更前	変更後
基準1.2(d)	本分野の主要領域（生物学、生物情報学、生物化学、細胞工学、生体工学、生物化学工学、環境生物工学）の～	本分野の主要領域（生命科学、発酵・食品科学、生物情報学、生物化学、細胞工学、生体工学、生物化学工学、環境生物工学）の～

3. 「認定基準」の解説（2019.12.24）

「認定基準」の解説（全認定種別）の中の基準3.2「知識・能力観点から見た修了生の到達度点検」の解説文の中で、誤解を与える可能性がある文章を削除。

項目	変更前	変更後
基準3.2	このため、プログラムが主体的に定める学習・教育到達目標の達成に加えて、知識・能力観点(a)～(i)の観点からの獲得の点検・確認を求めている。	削除

4. 認定・審査の手順と方法（2019.12.24）

「2.1.2(2) プログラムの要件」を変更、その他誤記訂正。

項目	変更前	変更後
2.1.2(2)	学生がプログラムと同一教育機関内の他のプログラムとの間で異動することを認める場合には、異動に関する規則が定められ、少なくともプログラムに関わる教員及び学生に開示され、その規則に基づいて異動が行われるなど、適切に運用されていなければならない。	プログラム運営組織は、当該プログラムの履修生及び修了生とそれ以外の学生を明確に区別できるよう、名簿による管理を行っていなければならない。
3.5.1	なお、審査団が単一の審査チームで構成される場合、(1)～(9)に記載したJABEE対応責任者と審査団長の間のやり取りは、主審査員とプログラム責任者の間のやり取りとする	なお、審査団が単一の審査チームで構成される場合、(1)～(9)に記載したJABEE対応責任者と審査団長の間のやり取りは、プログラム責任者と主審査員の間のやり取りとする
3.6.1	ここで、「内容」とは、主として、審査項目及び点検大項目の判定結果の記述（適合、懸念、弱点、欠陥）のことである。	ここで、「内容」とは、主として、審査項目及び点検大項目の判定結果の記述（満足、弱点、欠陥）のことである。
付録用語の説明	適合の度合い（審査結果の記述） (1) 適合（略号「S」）	適合の度合い（審査結果の記述） (1) 満足（略号「S」）

5. 自己点検書作成の手引き（2019.12.24）

「3. 自己点検結果編」に下記の記述を追加。

項目	変更前	変更後
3	なし	<ul style="list-style-type: none"> 中間審査の場合、前回審査と今回の中間審査で使用する認定基準が異なる場合は、下記に掲載されている「新旧対照表」により審査項目の対応付けを行ってください。 https://jabee.org/accreditation/basis/accreditation_criteria_doc 2019年度から中間審査の審査項目は前回審査でWと判定された点検項目のみとなりましたが、2018年度以前の前回審査の結果により中間審査を実施する場合は、前回審査でW及び[C]と判定された点検項目が審査項目となります。 中間審査の場合、2018年度以前の前回審査の結果により今回中間審査を実施し、かつ前回審査の複数の点検項目に対応した点検項目（注）が審査項目となる場合は、当該審査項目のうちの、前回審査でW又は[C]と判定された点検項目に対応する部分のみについて自己点検結果を記載してください。 (注) 基準2.1、2.2、2.3、2.4、2.5、3.1、4.1

6. 審査の手引き (2020.10.xx)

項目	変更前	変更後
4.14	なし	2019年度基準で実施する中間審査の審査項目が、2012年度基準の複数の点検項目が統合された点検項目（基準2.1、2.2、2.3、2.4、2.5、3.1、4.1のいずれか）である場合は、当該審査項目のうちの、前回審査で「弱点」(W) 及びそれに関連して「懸念」とされた点検項目（[C]）に対応する部分についてのみ審査を実施する。

7. 認定審査の受理要件 (2019.12.24)

項目	変更前	変更後
チェック3(2)	学生がプログラムと同一教育機関内の他のプログラムとの間で異動することを認める場合には、異動に関する規則が定められ、少なくともプログラムに関わる教員及び学生に開示され、その規則に基づいて異動が行われるなど、適切に運用されていなければならない。	プログラム運営組織は、当該プログラムの履修生及び修了生とそれ以外の学生を明確に区別できるよう、名簿による管理を行っていないなければならない。

8. 審査のガイドライン

2020年度の新型コロナウイルスの影響により、審査方法を大幅に見直して原則的に実地審査を行わず、Web会議で代替することとした。これにともない、主として審査をWeb会議で実施するための「審査のガイドライン」を発行し、これに記載した内容が「認定・審査の手順と方法」に記載された内容と矛盾する場合は「審査のガイドライン」を優先することとした。

以上